

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

|   |   |
|---|---|
| <p>保谷志木線</p>  | <p>路線名</p>  |
| <p>朝霞市泉水一丁目二二四四番一地先から同市三原五丁目二二四八番四地先まで<br/> (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p>  |
| <p>令和二年三月三十一日</p>   | <p>供用開始の期日</p>  |
| <p>延長一九〇・九メートル</p>  | <p>備考<br/> 平成二十二年十二月二十四日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p> |